

## 一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

### 1 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から本契約の日までの（（9）、（10）、（12）、（13）にあつては、それぞれに定める期間）期間に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。
- (2) 契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 建設業法に基づく適正な技術者1名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事に配置している専任技術者および追加技術者は、対象工事の配置予定技術者との兼務は認めない。  
また、現場代理人の対象工事との兼任も認めない。
- (7) ISO9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。  
なお、認証については、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (10) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (12) 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (13) 公告の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評価通知を受けていない者であること。  
ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加できる。

(14) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

## 2 設計図書等の配布

### (1) 配布期間

「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

### (2) 配布場所

市川高校事務室

西八代郡市川三郷町市川大門1733-2

電話 055-272-1161

## 3 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

### (1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時 まで。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

### (2) 申請場所

市川高校事務室

西八代郡市川三郷町市川大門1733-2

電話 055-272-1161

## 4 問い合わせ先

### (1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

### (2) 設計書の内容に関する事項

次のとおり書面により提出してください。

質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後から入札の前日まで、その回答を市川高校のホームページで公表する。

ア 受付期間 「個別事項」に記載のとおり

イ 受付場所 市川高校事務室

西八代郡市川三郷町市川大門1733-2

電話 055-272-1161

## 5 入札参加資格の確認結果通知等

### (1) 入札参加資格確認通知書の発行日 「個別事項」に記載のとおり

## 6 苦情申し立て

### (1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

#### ア 申し立て方法

次のとおり書面により提出してください。

① 受付期間 「個別事項」に記載のとおり

② 受付場所 市川高校事務室

西八代郡市川三郷町市川大門1733-2

電話 055-272-1161

#### イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、市川高校のホームページにより回答する。

- (2) (1)の回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から7日目（山梨県の休日を含めない。）の午後5時までに書面（「山梨県入札監視委員会設置要綱」別紙様式4）により、知事に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

甲府市丸の内1丁目6番1号 電話055-223-1673

- (3) (2)の再苦情の申し立てがあった場合は、知事は、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする  
(4) 知事は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含めない。）以内に、その結果を申し立て者に回答する。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 「個別事項」に記載のとおり

- (2) 場 所 市川高校 2号館 食堂

西八代郡市川三郷町市川大門1733-2

電話 055-272-1161

#### 8 入札手続等

- (1) 最低制限価格制度

適用しない

- (2) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

- (3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- (5) 近接工事との重複落札の禁止

「個別事項」の「近接工事」に記載のある場合には、次のア又はイに該当する者（企業体の構成員を含む）は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。

ア 近接工事を施工中（入札参加資格申請締切日までに完成引渡済の場合を除く）の者又は落札した者は、対象工事の入札に参加することができない。

イ 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に開札する工事の入札は無効とする。

(6) 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

(7) 入札執行回数

1回とする。

(8) 工事費内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(9) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則(昭和44年山梨県規則第20号)に定める建設工事請負契約書を作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の4割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の4割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

適用する。金額は、契約金額の2割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の2割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

適用する。山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第115条第2項の規定による回数の範囲内とする。

12 その他

(1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

- (2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。
- (3) 「1一般競争入札の参加資格」(8)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

- (4) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

- (5) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 県発注工事における一次下請業者は、原則として社会保険等加入業者に限定する。詳細は、次の山梨県県土整備部技術管理課ホームページより確認すること。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/shakaihokentaisaku.html>

- (7) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

## 発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 （環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	（地方公社を含む）
事業団等	日本下水道事業団 その他事業団等
民間等	高速道路株式会社 電力、ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

当分の間、各種公団等から民営化された各地域の株式会社の工事实績は公団の実績として扱う。

当分の間、国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事实績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。

# 入札参加資格確認資料作成要領(工事)

一般競争入札 公告個別事項において、「参加資格」に基づき、「提出書類」で指定した入札参加申請様式2の2及び添付資料（以下「入札参加資格確認資料」という。）の作成及び提出に係る留意事項は次のとおりとする。入札参加資格確認資料に記載した内容は真実であることを誓約したものとみなすので、作成にあたっては誤りのないようにすること。

## 1 提出にあたっての留意事項

入札参加資格確認資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分確認してから提出すること。

## 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格について、発注者が業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業にあっては、業種及び等級）のみを指定した場合は特に証明のための資料の提出は必要ないが、業種の他に発注者が指定する事項がある場合には、それらを証明するための資料を添付すること。ただし、当該指定する事項が経営事項審査結果通知書の記載から確認できる場合の当該経営事項審査結果通知書については、提出することを要しないものとする。

## 3 企業の施工実績（入札参加申請様式2の2）

ア 一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「企業の施工実績」により指定する場合に記載する。記載例として、工事・入札参加様式データの様式2の2を参照すること。

イ 元請けとして請負い、平成15年4月1日（別に日を定める場合を除く。）以降に完成・引き渡し済みの工事の中から、アに示す規模以上の同種工事の施工実績を次のウ、エにも留意して記載すること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

1 工事内容（構造・規模など）の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。

2 工事金額の施工実績は、企業体の工事金額を各企業の工事金額として扱う。

ウ 施工実績として記載する発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。なお、記載する発注機関の優先順位は、山梨県、国機関、都道府県（政令指定都市を含む）、公団等、独立行政法人の順とし、その実績を記載すること。これが無い場合は、市町村、公営企業等、事業団等、民間等の施工実績を記載すること。

ただし、アスファルト舗装工事の施工実績として記載する発注機関は、山梨県、国機関又は県内市町村に限る。

エ イ、ウで示した条件に該当する施工実績が複数ある場合は、まず、山梨県内における施工実績を記載すること。これが無い場合は、都道府県における施工実績を記載すること。

また、記載は都道府県名、市町村名、大字名まで記載すること。

オ CORINS番号欄の建設業許可番号は、大臣知事コード（2桁）＋許可番号（6桁）、また、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」、「竣工登録工事カルテ受領書」等に記載された登録番号を記入するこ

と。

カ 企業の施工実績を証明するための添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事内訳書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINS番号を記載した場合は、省略することができる。

キ 契約書等の写しもなくCORINSにも未登録の実績については、実績として認めないので記載しないこと。

ク 様式2の2については、才及び力は適用せず、施工実績を証するための資料は不要とするが、参加資格の審査において必要と認められた場合には、契約書等の写しの提出を求められることがある。

ケ アで示した同種工事が下記の場合、その範囲は次のとおりとする。

- 1 道路工事 「道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路附属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等」
- 2 河川・砂防工事 「築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事（落差工、帯工）、堰（頭首工を含む）・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等」